



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社オーエー・システム・プラザ  
代 表 者 名 代表取締役社長 大喜章徳  
(JASDAQ・コード7491)  
問 い 合 せ 先 取締役管理本部長 矢野辰彦  
電 話 番 号 052-332-5160

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月下旬に開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)並びに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、次の通り当社定款の一部を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、会社の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する旨を定める定款第 4 条(機関)を新設するものであります。
- (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定める定款第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株式の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利の一部を制限する定款第 10 条(単元未満株主の権利)を新設するものであります。
- (4) 会社法施行規則第 94 条等の規定に従い、株主総会におけるより充実した情報開示の観点から、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能にするため、定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5) 会社法第 370 条の規定に従い、必要に応じて書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことを可能にするため、定款第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするため、定款第 41 条(監査役の責任免除)第 2 項を新設するものであります。
- (7) 会社法第 326 条第 2 項の規定に基づき会計監査人が新たに会社の機関とされたことに伴い、

その選任、任期及び報酬等について定めるため、定款に第6章（会計監査人）を新設するものであります。

- (8) 剰余金の配当等を取締役会の決議のみにより機動的に実施することができるよう、定款第46条（剰余金の配当等の決定機関）を規定するとともに、定款第47条（剰余金の配当の基準日）第3項において剰余金の随時配当を可能とするものであります。
- (9) 以上のほか、会社法及び関係法令に合わせて用語、表現及び引用条文の変更を行うとともに、条文構成の整理、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

現行定款と変更案の内容は、次のとおりであります。

定款変更案の新旧対照表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、135,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、135,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)  第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。  3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)  第9条 当社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)  第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  2. 本定款に定めのある場合のほか必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(単元未満株式の権利)  第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利  (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)  第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。  2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)  第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主総会の招集)  第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて臨時にこれを招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)  第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)  第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>(株主総会の招集)  第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)  第15条 株主総会は、<u>取締役会の決議によって</u>、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u>  (現行どおり)</p>

現 行 定 款 (新 設)	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法 343 条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 16 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 17 条 (新 設) 当会社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第 19 条 <u>取締役会は、法令または本定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において<u>予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第 23 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、<u>これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</u></p> <p>(取締役会規則) 第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(代表取締役) 第 25 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</p> <p>(役付取締役) 第 26 条 取締役会の決議をもって取締役社長を選任する。 2. 取締役会の決議をもって取締役会長 1 名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選任することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 (現行どおり) 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 27 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規則) 第 29 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>商法 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 30 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 (新 設)</p> <p>当社の監査役は、<u>株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開く</u>ことができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 33 条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時まで</u>とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催する</u>ことができる</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法) 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の議事録) 第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p>(監査役会規則) 第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬) 第 38 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 39 条 当社は、<u>商法 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第 37 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規則) 第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第 41 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等) 第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期) 第40条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(利益配当金) 第41条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第46条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第47条 当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(期末配当)を行う。 2. 当社は、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(中間配当)を行うことができる。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当金) 第42条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第43条 利益配当金および中間配当金はその支払開始の日より満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当および中間配当には、利息をつけない。</p>

以上